

消防団の更なる充実強化について

地域防災室

1 総務大臣書簡

消防団は愛郷心と公共心に基づいて、地域の安心、安全の確保に大きく貢献をいただいている一方で、消防団員数は年々減少を続けています。

このような中、昨年11月には都道府県知事、市区町村長宛てに新藤総務大臣から書簡で、消防団員確保の一層の取組を依頼し、その後、様々な取組が各地域で行われています。

昨年12月には、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受けて、総務省としても退職報償金の引上げ、装備に対する交付税措置の増額など、消防団の充実強化に向けて取り組んできました。

このような国の取組を踏まえ、平成26年4月25日付で、改めて新藤総務大臣から都道府県知事、市区町村長宛てに、消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇の改善、装備・教育訓練などへの対応を書簡にて依頼しました。

消防団の更なる充実について

拝啓
貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のために日々御尽力されていることに、心より敬意を表します。

昨年十一月八日には、消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の確保、特に地方公務員の入団促進の取組に、より一層の御尽力をお願いする書簡を出させていただきました。これまでの御対応に感謝申し上げます。

さて、昨年十二月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、総務省は、消防団の充実強化に全力を挙げて取り組んでおります。

消防団の処遇改善につきましては、政令改正により、本年四月から退職報償金を一律五万円引き上げることといたしましたので、各市町村におかれましては的確な措置をお願いします。また、多くの市町村で報酬・手当の支給額が交付税単価を下回る現状であることから、この点を踏まえて適切に予算措置等を講ずるよう、引き続きの御対応をお願いします。

消防団の装備につきましては、本年二月七日に消防団の装備の基準を抜本的に改正し、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品等の充実を図るとともに、この改正に対応して、装備に対する地方交付税を大幅に増額しました。また、消防学校の教育訓練の基準を本年三月二十八日に改正し、消防団中堅幹部の現場指揮の対応能力の向上を図るカリキュラムとしております。

今年度は、昨年成立した新法の実質的なスタートの年です。この法律の趣旨を踏まえ、私としても、消防行政の充実のために努力をいたしますので、より一層、貴職の御協力をいただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

敬具

平成二十六年四月二十五日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿
(※市区町村長に対するものも同内容)

今年度は、消防団発足百二十周年の年であり、特に、減少を続ける消防団員の確保は現下の最重要課題であります。これまで、女性や大学生など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入、消防団協力事業所表示制度の活用、地方公務員の入団促進等について取り組んでいただいております。本年二月には、多くの消防団員を増加させた消防団や、消防団活動において特に顕著な功績をあげた消防団など二十二消防団に、私からの感謝状を贈呈させていただきました。



2 消防団の更なる充実強化について

消防団の更なる充実についての大臣書簡を受け、同日付けで、消防庁長官通知「消防団の更なる充実強化について（依頼）」を以下のとおり発出しました。

消防地第20号
平成26年4月25日

各都道府県知事

殿

各市区町村長

消防庁長官
(公印省略)

消防団の更なる充実強化について（依頼）

消防団の充実強化について更なる取組を依頼するため、本日付けで新藤総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長宛に書簡をお送りいたしました。昨年成立しました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団等充実強化法」という。）を踏まえ、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を昨年12月24日に立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制をとりました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、消防団等充実強化法の趣旨に基づく施策について着実な展開を図っていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団への加入促進について

(1) 地方公務員の加入促進

消防団員数は全国で87万人を切り、地域の安心・安全の確保のために大変憂慮される状況となっております。今日、消防団員の確保は最重要課題と言っても過言ではありません。

従前より、地方公務員の消防団への加入促進についてお願いをしておりますが、より加入しやすい環境をつくるため、消防団等充実強化法第10条に規定された「公務員の消防団員との兼職に関する特例」が、平成26年6月13日に施行されることとなっております。一般職の地方公務員につきましては、消防団等充実強化法第10条第3項の規定により、兼職及び職務専念義務に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされていますので、6月13日の施行日までに遺漏なく対応されるようお願いいたします。

(2) 消防団協力事業所表示制度の導入促進等

消防団協力事業所表示制度の活用等により、事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進をお願いいたします。また、平成18年度に設けた同制度は、平成25年4月1日現在、全国で978市町村が導入しております。消防団協力事業所表示制度の未導入市町村におかれましては、速やかに導入していただきます。

(3) 日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進

日本郵便株式会社社員の消防団への加入促進に関しまして、別添のとおり、平成26年1月21日付けで、同社本社から各郵便局長あてに消防団への協力について通知されておりますので、引き続き、同社社員に消防団への加入促進の働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

2 消防団員の処遇改善について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が、同年4月1日から施行され、退職報償金を一律5万円引き上げることとしました。各市町村におかれましては条例改正をされているところですが、退職報償金の支給について着実な措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、消防団員の処遇改善については、従前より要請を行っているところですが、多くの市町村において、交付税単価（年間報酬36,500円、1回当たり出勤手当7,000円）より、条例単価の方が低い状況にあります。交付税単価はあくまで標準的な額ではありませんが、条例単価の方が低い市町村におかれては単価の引上げをお願いします。

3 装備・教育訓練等の充実について

(1) 装備の充実について

「消防団の装備の基準」は昭和63年に定めて以来、初めて平成26年2月7日付けで抜本的に改正し、トランシーバー等の情報通信機器、ライフジャケット等の安全装備品、救助資機材装備等の充実・強化を図りました。また、装備に対する地方交付税措置については、改正後の基準に基づき、平成25年度は標準団体当たり約1,000万円であったものを、平成26年度からは約1,600万円と大幅に増加させました。各市町村におかれては、この装備基準を踏まえ、予算措置を講じられるようお願いいたします。

(2) 消防団車両、消防団拠点施設等の整備支援

消防団車両、消防団拠点施設などの整備に利用できる「緊急防災・減災事業債」を、平成26年度は総額5,000億円に拡充し、平成28年度までの3年間、継続実施することとしました。当該制度を積極的に活用し、消防団車両や消防団拠点施設等の整備に努めてください。なお、各市町村が消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設を整備するに当たっての留意事項について、平成26年3月28日付けで通知したところです。

(3) 教育訓練の充実について

現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、平成26年4月1日に施行しました。具体的には「中級幹部科」を大幅に見直し、「現場指揮課程」と「分団指揮課程」からなる「指揮幹部科」とし現場指揮の能力向上を図るとともに、時間数を12時間から24時間と拡充しました。各消防学校におかれては、同内容を踏まえた訓練を実施していただきますようお願いいたします。

また、各市町村におかれましては、消防団員が訓練に参加できる環境づくりに御配慮ください。

4 その他

各市町村におかれましては、消防団の充実強化に関し、既に平成26年度当初予算で措置していただいたところもありますが、措置されていない場合には、必要に応じて、今後編成する補正予算における予算措置において所要の措置を講じられるようお願いいたします。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の取組は、地域において横断的に取り組む必要があることから、都道府県知事及び市区町村長におかれましては、消防防災部局のみならず全庁的な取組として実施されるようお願いいたします。